・　第４条第１項第９号⑷に「消費者金融・事業者金融の課題・問題点の調査及び解決策の検討に関すること」及び⑸に「消費者金融・事業者金融の業務サポートに関すること」を追加
・　従前の第４条第１項第10号「事業金融課」を削除
・　第４条第１項第10号に「消費者啓発課」を新設し、同条同項同号⑴「消費者啓発活動に関すること」、⑵「消費者被害の防止に関すること」、⑶「金融経済教育の推進に関すること」を改めて新設
・　第４条第１項第11号に「業務研修課」を改めて新設し、同条同項同号⑴「協会員の役員及び従業員に対する研修に関すること」、⑵「業務研修用テキスト等の作成に関すること」、⑶「学習支援プログラムに関すること」、⑷「研修委員会の運営に関すること」を改めて新設、これに伴い従前の同条同項第11号及び第12号を順次繰り下げ
・　従前の第４条第１項第13号「業務研修課」を削除
・　第４条第１項第14号⑶「広告関係諸団体との交流、調整」を「広告関係諸団体との交流、調整に関すること」に変更

附　則

この規則は、令和３年10月１日から改正施行する。

（３. ９.15　第６回理事会決議）

・　第３条第１項第３号に「業務部」を新設し、これに伴い従前の同条同項第３号乃至第６号を順次繰り下げ
・　従前の第３条第１項第７号「監査企画部」を削除
・　第３条第３項第１号「会員加入促進登録課」及び同条同項第４号「支部支援課」を削除し、これに伴い従前の同条同項第２号以降を順次繰り上げ
・　第３条第４項に「業務部に次の各課を置く。」を新設し、同条同項第１号に「会員加入促進登録課」及び第２号に「業務管理課」を改めて新設、これに伴い従前の第４項乃至第７項を順次繰り下げ
・　第３条第８項第３号に「監査企画１課」及び同条同項第４号に「監査企画２課」を改めて新設
・　従前の第３条第８項「監査企画部に次の各課を置く。」を削除
・　第４条第１項第４号㉒「支部に関する統括管理に関すること」を削除、これに伴い従前の同条同項同号㉓以降を順次繰り上げ
・　第４条第１項第５号「会員加入促進登録課」及び同条同項第８号「支部支援課」を削除、これに伴い従前の同条同項第６号乃至第９号を順次繰り上げ
・　第４条第１項第８号に「会員加入促進登録課」を新設し、同条同項同号⑴「協会への加入及び退会に関すること」、⑵「会員入会促進に関すること」、⑶「行政協力事務に関すること」、⑷「貸金業登録の申請、届出その他必要な事項に関すること」、⑸「下記のものの受理に基づく協会員情報の維持管理に関すること　①定款に基づく営業及び財産に係る報告、②定款施行規則に基づく登録事項の変更に係る届出」及び⑹「協会会費の請求・督促に関すること」を改めて新設
・　第４条第１項第９号に「業務管理課」を新設し、同条同項同号⑴「本部と支部の連絡調整に関すること」、⑵「支部運営に関する統括管理に関すること」、⑶「支部業務マニュアルに関すること」、⑷「業務用書式及び貸金業関係法令集の販売管理に関すること」及び⑸「その他支部業務のサポートに関すること」を改めて新設
・　第４条第１項第13号⑶の「業務用書式及び貸金業関係法令集に関すること」を「業務用書式及び貸金業関係法令集の作成に関すること」に変更

附　則

この規則は、令和５年４月１日から改正施行する。

（５. ３.15　第12回理事会決議）

・　第３条第６項第４号「特定情報管理課」を削除
・　第４条第１項第13号⑴「協会員向け法務相談窓口の運営管理に関すること」を「協会員向け実務相談窓口の運営管理に関すること」に、同条同項同号⑵「法令判例検索システム等協会員向けの企画に関すること」を「協会員向け法令遵守支援の企画に関すること」に変更
・　第４条第１項第13号⑸、⑹、⑺及び⑻に、従前の同条同項第15号⑴「特定情報照会サービスの運用に関すること」、⑵「特定情報に係る関係機関との連携に関すること」、⑶「協会員の反社会的勢力への対応に係る態勢整備に関すること」及び⑷「前各号に付随する事項」を移管し追加、これに伴い従前の同条同項第16号乃至第27号を順次繰り上げ

附　則

この規則は、令和５年11月１日から改正施行する。

（５.10.18　第８回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第３条第１項第１号、第２号及び第７号を新設
・　第３条第２項及び第３項を新設
・　第４条第１項第４号⑿を改正、同条同項第９号⑶を削除、同条同項第12号を新設、及び同条同項第17号を改正
・　第５条第３項を新設、及び同条第９項改正

附　則

この規則は、令和６年７月１日から改正施行する。

（６. ６.12　第３回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第３条第２項第２号を削除、これに伴い従前の同条同項第３号以降を順次繰り上げ

附　則

この規則は、令和６年10月１日から改正施行する。

（６. ９.18　第６回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第３条第４項第５号を新設
・　第４条第１項第５号を新設し、従前の同条同項第４号㉕から㉘を移管、これに伴い従前の同条同項第５号から第６号を順次繰り下げ
・　第４条第１項第８号から第28号に、従前の同条同項第７号から第27号を順次繰り下げ、従前の同条同項第７号⑵の「協議会」を「協会員懇談会」に変更
・　第４条第１項第14号⑻から⑼に、従前の同条同項第11号⑵から⑶を移管し、従前の同条同項第11号⑷を繰り上げ

附　則

この規則は、令和７年４月１日から改正施行する。

（７. ３.19　第12回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第３条第１項第５号「業務部」を「支部業務部」に変更
・　第３条第６項「業務部」を「支部業務部」に変更
・　従前の第３条第６項第１号を同条同項第２号に移動
・　従前の第３条第６項第２号「業務管理課」を「管理課」に変更し、同条同項第１号に移動
・　第３条第６項第３号に「業務課」を新設
・　従前の第４条第１項第９号を同条同項第10号に移動
・　従前の第４条第１項第10号を同条同項第９号に移動し、「業務管理課」を「管理課」に変更、⑴「本部と支部の連絡調整」を「部内の業務調整」に変更し⑷に移動、⑵「支部運営に関する統括管理」を「支部運営の総括」に変更し⑴に移動
・　第４条第１項第11号に「業務課」を新設し、これに伴い従前の同条同項第11号から第28号を順次繰り下げ